

広報あびこ

NO. 80

36. 1. 16号

千葉県我孫子町役場
TEL. (あびこ) 42

毎月1日 16日 発行 1部 2円
昭和34年7月30日 第三種郵便物認可

— 目次 —

- 第4回定例町議会報告2~3
- 職員の大幅人事異動
行なわる… 4
- 正副常任委員長を改選… 5
- 種痘とジフテリアの
予防接種… 6
- 新有権者の感想文募集… 6
- 職員募集公告… 6



我孫子中学校の新校舎完成

広 報 あ び こ (2)

第三回定例町議会
公益質屋の貸付額を引上げ
都市計画課の新設決まる
議員定数減少案は否決

昭和三十五年最後の第四回定例町議会は、既報のとおり十二月十九日から会期四日をもって開かれ、第二回および第三回定例町議会から継続審査中の町道路線の廃止、認定、我孫子町課設置条例の一部改正、町議会議員の定数を減少する条例および昭和三十四年度各種会計決算認定など十一件と、今次定例町議会提出の我孫子町青少年問題協議会に関する条例など十五件、合計二十六件につき慎重審議した結果原案可決十二件、修正可決一件、否決一件、認定七件、採択二件、不採択一件、さらに二件を継続審査に付するとともに各常任委員会委員の所属変更およびこれにともなう正副委員長の改選を行なって、十二月二十二日閉会しました。以下、これら諸案件の内容と審議結果のあらましを報告いたします。

◆町道路線の廃止 (原案可決)
第一回定例議会から継続審査中の案件で、次に述べる新設道路認定により、我孫子一〇五号線、同一〇六号線、同一〇七号線が不用となったため廃止したものです。この三線の奥延長は一七二メートルで、面積は一二三・四九坪です。

◆町道路線の認定 (原案可決)
本案も第二回定例議会から継続審査中のもので、新設道路および天子山参道を負担附寄附受入れをしたため、これらを町道路線に認定したものです。認定した路線数は五線で、この五線の奥延長は六三・一メートル面積は三七八・七六坪です。

◆我孫子町議会の議員の定数を減少する条例 (否決)
本案は第三回定例議会から継続審査中で、中村一夫議員ほか十議員の提案によるものです。その内容は現在の三十名を二十二名に定数を減少しようというものです。本町は発展途上にあり、将来大幅な人口増加

が予想されるので、減少しなくともよいのではないかと、このことでは否決されました。

◆我孫子町課設置条例の一部改正 (原案可決)
第三回定例議会から継続審査中の案件で、都市計画課を増設するものです。

◆昭和三十四年度諸会計決算認定について (認定)
第三回定例議会から継続審査中のもので、昭和三十四年度の一般会計、公益質屋特別会計、清掃事業特別会計、都市計画事業特別会計、国民健康保険特別会計および町営住宅建設事業特別会計ならびに古屋簡易水道事業特別会計決算は、意見書が付されていず、認定されました。監査委員の審査意見書、認定にさいしての議会の意見書および各会計決算内容のあらましについては、紙面のつごう上

次号で報告します。

◆我孫子町議会の議決又

は住民の一般投票に付

さなければならぬ財

産及び管造物に関する

条例の一部改正 (原案可決)

近年、全国的に土地価格が高騰し、東京都近郊の本町においては著しいものがあり、また土地に対する認識、関心等も相当高まってきているので、かかる現状を観察して次のとおり改正を行ないます。

(一)財産の取得又は処分及び管造物の設置又は処分、町議会の過半数議決を得なければならぬ事項のうち「一団地千坪以上の土地」とあるを「一団地二百坪以上の土地」と改めた。

(二)財産又は管造物の独占的な利益を与えるような処分又は十年を超える期間における独占的な使用の許可で議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ事項のうちで「一団地千坪以上の土地」とあるを「一団地二百坪以上の土地」に改めた。

◆我孫子町一般職の議員の給与に関する条例の一部改正 (原案可決)
国家公務員の十二月十五日に支給する期末手当の増額に伴い、社会情勢の要求するところにより、本町においても職員に対する期末手当を増額しようという

ので、給与月額の一・九五

カ月分に一人三千円を加えて支給することに改めた。

◆我孫子町青少年問題協議会に関する条例 (原案可決)

青少年問題については近

時、種々論議と対策が講ぜ

られていますが、本町にお

いても、青少年問題協議会

設置法に基いた我孫子町青

少年問題協議会を設置し、

青少年に関する総合的施策

をたて、青少年の健全なる

指導、保護、育成、および

きょう正の効果的推進を期

そうといたします。

※上げて運営してさしつかえないことになりましたので、低所得階層の窮迫した生活状態の救済と公営住宅の企業の運営を容易ならしむるために、限度額を次のように改正しました。

改正前	1口につき 2,000円	1世帯につき 10,000円
改正後	5,000円 (20,000)	30,000円 (50,000)

改正後の限度額は、原数すの内の百分の何れかの範囲で、後貸付の限度額を超過してはならない。

◆第五回一般会計追加更正算 (原案可決)
今回の追加額は四百六十二万二千八百円で、累計予算額は一億四千三百九十三万一千二百円となりました。

追加財源は、町民税現年度分の二百八十六万六千三百円、特別交付税の八十五万、県道路元寄附金の二十万、緊急措置小児麻痺県負担金の十万四千五百円、舗装道路地元寄附金の三十万、火の見建設寄附金の六万五千円および予防接種収入金の二十一万七千円となっております。

追加更正額のおもなる使途は、会議費では議場の椅子購入経費として十六万七千円、消防費では消防ポンプ等の修理および貯水槽工事費追加として十四万五千円、土木費では道路改良経費として二百三十四万四千円および佐第一土地区画整理事業特別補償金として八十五万五千円となっております。保健衛生費では伝染病予防経費として十八万四千円および予防接種経費として四十三万六千円となっております。地方振興費では各種負担金追加と

して二十三万四千円および防犯街路灯工事費追加として三万七千円となっております。また繰入金では清掃事業特別会計の繰出として五十八万八千円と公益質屋特別会計の繰出として一万円となっております。さらにこれらほかに、職員の手当増額と労働者の年末対策費として一億八千八百円となっております。

◆第二回公益質屋特別会計追加更正算 (原案可決)
今回の追加額は、一万円で累計予算額は三百三十一万六千九百円となります。

追加財源は一般会計からの繰入れで、使途は職員の期末手当追加分です。

◆第三回国民健康保険特別会計追加更正算 (原案可決)
今回の追加額は五万二千六百円で、累計予算額は一千七百二十二万五千円となります。

追加財源は前年度の繰越金で、使途は職員八人の期末手当追加分です。このほか若干の予算更正を行なっております。

◆第二回清掃事業特別会計追加更正算 (原案可決)
今回の追加更正は、前年度繰越金十一万二千七百円と一般会計からの繰入金五十八万八千円を追加財源とし、町債で五十万円の減額を行なったので、追加額は二十万七千七百円となり、累計予算額は九百二十万九千五百円となりました。

追加額の使途は、職員五人および労働者九人の期末手当追加として八万八千円土地および自動車の借上料として四万二千二百円、タールおよび自動車の修繕料と

して六万五千円、報償費五千円となっております。

◆我孫子町議会委員会条例の全部改正 (原案可決)
本案は、渡辺正四郎議員ほか五議員の発議によるもので、従前の条例は、旧法に準じた面が多いので、次に述べる会議規則の全部改正に並行して、条項の整備を併せて改正しました。

改正点のおもなものは、

(一) 総務委員会の所管として出納室、産業委員会の所管として農業委員会に関する事項を加えた。

(二) 委員の任期は、従前の条例では規定されておりましたが、これを規定しておくことが法的に適当と認められるので新設した。

(三) 委員の選任方法とあわせて、常任委員の所属変更申出の規定を設けた。

(四) 特別委員長、副委員長がともにならないときの選任方法は、議長が委員会の招集日時および場所を決めて、委員長と互選を行なわせることに明文化した。

(五) 委員長および委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人以上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係のある事件については、その議事に参与できないという除斥規定および公聴会における議事手続の条項を整備充実させた。

(六) 従前の条例中削除された条項、議員の資格審査、懲罰特別委員会等の条項、議長の委員辞任に関する条項、常任委員の辞任に関する条項等で、これらは自治法の規定に重複又は違反してい

るものです。

◆我孫子町議会会議規則の全部改正 (原案可決)
本案も渡辺正四郎議員ほか五議員の発議によるものです。

地方議会の会議手続および運営は、すべて会議規則を基本として行なわれますが、会議規則が完全なものであるか否かによって議決効力や議決の効力に及ぼす影響は極めて大きいものがあります。昭和三十一年六月の大巾な自治法の改正以来全国市町村議長会が中心となって、従来の不備な規則を是正し、これにかわる標準的な会議規則を立案検討中でしたが、その準則の決定をみたので、ここに全部改正を行なうわけですが、改正案を従前と比べてみると、目新しく改正された点は特にないが、議事運営の根本をなし、しばしば法的にも問題の起りやすい点を明確化、あるいは新たに規定して、さらに自治法と重複していた点を削除して各条項の整備統合が行なわれております。

◆布佐二丁目地先倒壊整備に関する請願 (不採択)
布佐二七二番地地先布佐駅通り橋管工事付替実施に関する請願 (採択)
布佐栄橋橋畔県道整備に関する陳情 (採択)

◆白山西部地区下水道設置に関する請願 (継続審査)
町に診療所設置等に関する請願 (継続審査)

町の人口 (昭和35年11月30日現在)

男	13,521人
女	14,014人
計	27,535人
世帯数	5,667

大幅な人事異動を発令

行政諸施策の進展とサービス向上が目的



新保都市計画課長 新保 新太郎



中野総務課長 中野 鉄太郎



中村保健課長 中村 健二



栗山建設課長 栗山 鉄太郎



根本社会課長 根本 昌三



河合税務課長 河合 寛夫



岡田企画室長 岡田 健二



渡辺産業課長 渡辺 鉄太郎

- 【総務課(18名)】
課長 中野 鉄太郎
副課長 後藤 茂
出納室長 鈴木 靖三
庶務主任 倉井 吉松
文書主任 荒井 房代
小池 伊藤
伊藤 富士
菊地 貞吉
工藤 勲
和子 勲
島谷 勲
島根 次久
猪野 明男
中野 子
齋藤 富二
齋藤 富二
齋藤 富二
齋藤 富二
齋藤 富二
齋藤 富二
齋藤 富二
齋藤 富二
齋藤 富二
- 【都市計画課(6名)】
課長 新保 新太郎
副課長 飯田 政夫
都市主任 飯田 政夫
吉岡 俊
利光 洋
角川 洋
- 【保健課(13名)】
課長 中村 健二
副課長 橋本 貴太郎
衛生主任 橋本 貴太郎
衛生主任 中野 鉄太郎
衛生主任 網川 実
大野 一男
矢野 一男
吉田 耕三
大井 敏之助
伊藤 成信
矢吹 善哉
張ヶ谷 善哉
鈴木 欣次
- 【社会課(10名)】
課長 根本 昌三
副課長 関根 五郎
戸籍主任 井上 孝子
戸籍主任 廣瀬 一郎
近藤 登喜
朝枝 八重
飯泉 四志夫
川合 輝夫
- 【建設課(7名)】
課長 栗山 鉄太郎
副課長 坂巻 喜市
建設主任 村上 久保
小池 武男
石井 忠
小野里 三郎
- 【産業課(7名)】
課長 渡辺 鉄太郎
副課長 海老原 武雄
農業主任 岩井 克己
農業主任 野口 町子
林 勇
渡辺 宏明
増田 三夫
- 【企画室(4名)】
室長 岡田 健二
企画係長 中村 好二
増田 勝己
鈴木 利恵子
- 【支佐支所(4名)】
支所長 齋藤 喜一
坂高 ツヨシ
小倉 春枝
- 【湖北支所(3名)】
支所長 鈴木 孝雄
鈴木 久蔵
篠田 宣昭
- 【出納室(4名)】
出納係長 小倉 正一
成山 菊代
根本 照子
湯下 照夫



岩出産業委員長



村越建設委員長



大塚文教厚生委員長



今井総務委員長



石井産業副委員長



玉田建設副委員長



関根文教厚生副委員長



佐久間総務副委員長

議会の動向

常任委員の所属変更行なわる

正副常任委員長の改選も

私たちの町の議会には、総務、文教厚生、産業、産業の四つの常任委員会が設けられております。そしてこの常任委員会の委員の任期は、議員の任期中となつておりますが、常任委員会条例の改正によって「議長は常任委員の申出があるときは、議会にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる」と改められたので、議会では、議会の活動を広めるといふ趣旨から常任委員の所属変更を行なうことになり、昭和三十五年第四回定期町議会最終日の十二月二十二日に、委員の所属変更とこれともなう正副委員長改選を行なつた結果、次のように決まりました。

- 【総務常任委員会】委員長 今井 正三 副委員長 佐久間 忠博 委員 鈴木 和喜 井上 正四郎 増田 喜之 中村 徳夫 渡辺 多門 村杉 門 渡辺 多門
- 【文教厚生常任委員会】委員長 大塚 喜次郎 副委員長 関根 平治 委員 酒井 淳三 山崎 慶次 松本 竹雄 山田 蓮雄 花島 佐市
- 【建設常任委員会】委員長 村越 新男 副委員長 玉田 力二 委員 飯本 繁 根泉 茂武 増田 義雄 豊島 清衛 鈴木 和夫 大野 木方次郎
- 【産業常任委員会】委員長 岩出 古寿 副委員長 石井 英次郎 委員 海老原 房太郎 小池 文雄 鈴木 豊治 渡辺 順 大野 木方次郎

人権擁護委員決まる

秋田家諦さん 渡辺重さん

法務大臣の委嘱によつて我孫子町の人権擁護委員には、秋田家諦さん(布佐二二八五番地)、渡辺重さん(我孫子二、二二七番地)が決まりました。人権擁護委員とは、どのようなことをするのかといふこと、自由人権思想に関する啓もうおよび宣伝をするなど、民間における人権擁護運動の助長につとめること、人権侵害事件につき、その救済のため、調査および情報の収集を行ない、法務大臣への報告、関係機関への勧告をするなど、適切な処置を講ずること、貧困者に対し、訴訟援助その他の人権擁護のために適切な救済方法を講ずること、その他人権の擁護につとめること、以上のようなことを行なう方が人権擁護委員です。もし、皆さんのなかで、人権が侵害されているようなことがございましたら、この方々にご相談になってください。

1月の納税は 町県民税第4期分と健康保険税第4期分です。1月31日の午前9時から午後4時まで興陽寺で出張徴収をいたしますから、ぜひご利用ください。

種痘とジフテリアの予防接種

今春入学、卒業する児童。ことしの4月に小学校に入学する児童と、ことしの3月に小学校を卒業する児童に対して、種痘とジフテリアの予防接種を、次のとおり行ないますので、該当者は全員接種されますようお知らせします。

日	時	場所	接種種別
1月23日		小布	種痘
" 24日		北小	"
" 25日		3小	"
" 26日		小布	種痘
" 27日		北小	"
" 28日		3小	"
" 30日		2小	種痘
" 31日		1小	"
2月1日		4小	種痘
" 2日		2小	"
" 3日		1小	"
" 4日		4小	"

来る一月二十五日には、千葉県手賀沼土地改良区総代選挙が行なわれます。投票所は、役場および湖北、布佐両支所の三カ所で投票時間は午前九時から午後三時までです。農業委員選挙人名簿 一月二〇日から縦覧

新有権者の感想文募集

政治を正しく明るくするための公明選挙を実現するには、新しく有権者となられる青年男女の皆さんの新鮮な情熱と正義感にまつところが非常に大切です。ここに、昭和三十五年中に満二十才に達した方および昭和三十六年年中に満二十才に達する方を対象として、選挙に関する感想文を募集し、選挙権行使の重要性について認識を深めるとともに、これを通じて広く選挙啓蒙を行なうたいと思っております。ご応募ください。感想文の内容と標題 新有権者としての選挙 間に生まれた方 締切日 昭和三十六年一月二十五日(同日付消印は受け付けません) 送り先 千葉県選挙管理委員会 県の表彰 次の区分に「感想文中」と明記すること。

- 職員募集公告 次のおり我孫子町職員募集を行ないますから、ふるって応募してください。
- 事務職員 八名以内 他にタイピスト一名
- 応募資格 ①新制高校卒業以上の者 ②及本年三月高校卒業見込みの者又はこれと同等の学力を有する者
- ③昭和十一年一月一日以降に生まれた者
- ④昭和三十五年七月一日以前から引き続き本町に住所を有する者
- ⑤申込方法 所定の申込用紙(総務課にあり)に記入して総務課へ提出してください。添付書類等については総務課にお尋ねください。
- ⑥第一次試験 日時 二月十九日(日) 午前九時 場所 役場会議室 科目 国語、数学、社会、作文、珠算 行政知識
- ⑦第二次試験 第一次試験合格者についてのみ行ないます。
- ⑧受付期限 昭和三十六年二月十日午後五時まで。
- ⑨待遇 ①初任給は新卒で九千三百円位ですが、経歴等により考慮します。ほかに扶養手当及び通勤手当が支給されます。②採用と同時に共済組合(医療費全額負担)に加入し、将来は恩給組合に加入できます。